

告 示

埼玉県選管告示第六十五号

平成二十七年四月二十六日執行の狭山市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

平成二十七年九月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

裁 決 書

審査申立人 丹 羽 國 臣

上記審査申立人から平成27年7月8日付けで提起された同年4月26日執行の狭山市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

1 審査の申立ての趣旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成27年4月26日執行の狭山市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選人土方隆司（本名八木隆幸）（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めた異議の申出について、狭山市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が同年6月30日付けで申立人の異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をしたので、これを不服として、当委員会に対し、原決定を取り消すとの裁決を求める、というものである。

2 審査の申立ての理由

当選人は、平成27年1月26日以前から狭山市内に引き続き住所を有しておらず、本件選挙の被選挙人たる資格を有していないことは明らかであるから、当選人の当選を有効とした原決定を取り消すべきと主張している。

その理由を要約すれば、次のとおりである。

(1) 市委員会の審理不足について

市委員会は原決定を行うに当たり、申立人に対する口頭意見陳述の際に録音記録を取らず、申立人からの再度の口頭意見陳述を拒否している。また、当選人に関する家族の居住地調査及び近隣住民への聴取調査を行っておらず、当選人のみの証言で判断し、家族や関係人の出頭や証言を求めているなど、市委員会の審理には不足がある。

(2) 当選人の被選挙権の欠如について

ア 原決定で、当選人は平成21年6月に狭山市大字堀兼（以下「現住所地」という。）から所沢市北原町（以下「旧住所地」という。）へ妻子とともに転出し、平

成23年1月に当選人のみ狭山市富士見へ転入した後、同月現住所地に転居したとしている。その後、平成25年8月に妻子も現住所地に転入したとしているが、妻子の居住の実体は変わっておらず、当選人は妻子が居住している旧住所地へ度々帰っていることから、当選人の生活の本拠は旧住所地にある。

イ 原決定では、当選人が旧住所地に行く場合に駐車場の契約が別途必要となるにもかかわらず、当選人は契約をしていないとするが、旧住所地の近くには妻の実家の会社があり、その敷地を利用すれば契約は不要である。

ウ 現住所地において当選人及び妻が共に自動車を使用していることから2台分の駐車場契約が必要であるが、市委員会はその確認を怠っている。

エ 原決定では、現住所地における水道料金の発生が東京都水道局による2人世帯の平均水道使用量の2倍近いと判断しているが、当選人の両親及び5人家族で同居した場合、子供が3人いれば洗濯物の量は格段に多く、この程度の使用量ではすまないはずである。

争 点

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項には、「日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」と、同法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定されている。

したがって、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である引き続き3箇月以上、すなわち平成27年1月26日から同年4月26日までの間、狭山市内に住所を有する者であるか否かが争点である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てにつきその要件を審理し、その結果、適法なものと認めたのでこれを受理し、市委員会からは弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。さらに、市委員会及び申立人に対して関係する証拠物件の提出を求めるとともに、申立人及び参加人には口頭意見陳述の機会を与え、申立人を含む関係人に対して証言及び申述を求めるなど、慎重に審理した。

1 住所認定についての解釈

住所については、民法（明治29年法律第89号）第22条で「各人の生活の本拠をその者の住所とする」と規定され、特に「選挙に関しては、住所は一人につき一箇所限定されているものと解すべきである」(昭和23年12月18日最高裁判所判決)

とされている。

また、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない」（昭和35年3月22日最高裁判所判決）とされ、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないのである」（平成9年8月25日最高裁判所判決）とされている。

さらに、「各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解するのが相当である」（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決）とされている。

このような観点から、平成27年1月26日から同年4月26日までの間における当選人の生活の本拠について判断する。

2 前提となる事実

- (1) 当選人は、昭和54年から現住所地に両親と居住しており、平成18年11月に結婚後、妻及び当選人の両親とともに親子二世帯で同居していた。
- (2) 平成20年6月に長男が誕生した。
- (3) 当選人は、平成21年6月に旧住所地へ妻子とともに転出した。
- (4) 平成23年1月11日に当選人のみ狭山市富士見を住所とする転入届を提出し、その後、同月17日現住所地を住所とする転居届を提出した。
- (5) 当選人は、平成23年4月24日執行狭山市議会議員一般選挙（以下「前回選挙」という。）に立候補し、1,500票を得て、25人中21位で当選した。
- (6) 平成25年8月に妻子が旧住所地から現住所地を住所とする転入届を提出した。
- (7) 当選人は、本件選挙に立候補し、1,398票を得て、31人中22位で当選した。

3 市委員会の弁明書の内容

(1) 審理の実施方法について

ア 口頭意見陳述は録音記録を取らなければならないという規定はなく、その旨は申立人も承知していた。また、口頭意見陳述終了後、申出人から録取書に陳述内容に相違ない旨の署名・押印を受けている。

イ 家族の居住地調査及び近隣住民への聴取調査については、狭山市市民部市民課

に対し住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく調査を依頼しており、その中で行われる調査をもって市委員会の調査に代えた。

ウ 関係人の出頭及び証言を含めた審理の実施方法の決定は選挙管理委員会の権限である。

(2) 居住実体について

ア 現住所地近くの駐車場所所有者から、当選人及び妻の分の駐車場として、車2台分貸していることを確認している。

イ 旧住所地における水道使用量については調査済みである。なお、東京都水道局による平均使用水量によれば6人以上の世帯で2か月あたり70.8m³となっている。

4 申立人の反論書の内容

ア 当選人の妻子は住所を現住所地に移転し、時折現住所地に宿泊しているものの、依然として居住実体は妻の実家の近くにある旧住所地であり、当選人が度々旧住所地に帰って子供の面倒を見ているのは明らかであり、そうでなければ三男の誕生(平成26年12月生)はあり得ない。

イ 市委員会の証人尋問で、当選人は生活費として毎月5万円を両親に渡している旨を証言しているが、親子5人が同居していることを考えれば、年金暮らしの実家の両親に対する負担割合としては明らかに不自然である。

ウ 市委員会は、狭山市市民部市民課が行った住民基本台帳法に基づく調査により、現住所地の駐車場について駐車場所所有者から2台分貸していることを確認しているとしているが、妻の駐車場の契約の時期は現住所地への転入時ではなく最近であると考えられる。

エ 当選人の長男は、平成27年3月27日まで所沢市内にある旧住所地近くの幼稚園に通園していた。

5 当選人の自らの生活の本拠に関する証言

(1) 狭山市議会議員以外の活動について

ア 職業はプロレスラーであり、前回選挙当選後も職業として継続している。地方で試合がある場合、月に2日から5日程度、長期に及ぶ場合は2週間程度家を空けることもある。

イ 前回選挙前と比較して議員当選後の方が家を空ける頻度が増えた。それ以前は、試合がない日は、自身の身体を鍛えるためのジム通いをするくらいであり、それ以外の時間は家にいることができたが、議員当選後は、市議会議員としての公務や地域行事への参加等が加わり、家を空ける時間が増加したためである。

(2) 旧住所地の状況について

ア 平成21年6月に旧住所を購入し、妻子とともに転出した。その主な理由は、

長男が誕生し、子供の夜泣き等で当時まだ仕事をしていた当選人の父に負担が掛かることに配慮したこと、また、旧住所地の近隣で妻の実家が商店を営んでおり、その手伝いのため毎日妻が所沢市に通っていたこと等である。

イ 妻の実家が多忙の場合は、実家の洗濯物を引き取って、妻が旧住所地で洗濯をすることもある。

ウ 平成25年8月に妻子は現住所地に転入したが、その後も当選人がプロレスの巡業や市議会議員としての公務で家を空ける場合は、妻子は旧住所地で寝泊まりしていた。また、当選人がプロレスの巡業や公務から帰る場合は、妻子が旧住所地にいたとしても、そちらには立ち寄らず現住所地に帰っていた。

エ これまでに複数回、当選人の住所要件に関する調査請求があり、当選人自身、疑義を解消する義務があると認識しているため、特段用事のない限りは極力旧住所地の方へ行かないように努めていた。

(3) 現住所地における当選人の生活実体について

ア 現住所地の建物は一戸建てで、当選人の父が所有しており、平成23年1月からは当選人が、また平成25年8月からは当選人の妻子が転入し、二世帯が同居している。

イ 平成23年1月に当選人のみ現住所地に転入した当時、妻子の住所の届出は引き続き旧住所地にあったが、その時期は次男の誕生と重なったことから、妻子も出産準備や産後の療養という目的で現住所地に滞在していた。

ウ 平成25年8月に妻子も現住所地へ転入したが、その主な理由は、当選人が慣れ親しんだ狭山市の小学校に子供を通わせたいという意向があり、子供が環境に慣れるためには、小学校入学前の一定期間同市に居住する必要があると考えたからである。

エ 家事全般は当選人の母と妻が一緒に行っている。生活費は光熱水費の名目として月5万円を当選人が両親に渡しており、その他に食費等の不足を別途補填している。

オ 当委員会が提示した当選人のインターネットのブログに掲載されている子供の写真は、現住所地の家屋内で撮影したものである。

6 証人の証言等

(1) 当選人の妻の証言

ア 旧住所地の近隣に実家があり、実家が商売をしている関係上、ほぼ毎日その手伝いをしている。子供のころから人手が足りないと家を手伝っており、現在も変わらず続いている。

イ 当選人は、プロレスの巡業で月に5日間程度、現住所地を空けることがあり、その他、市議会議員の仕事でも現住所地を空けることがある。

ウ 妻は平成25年8月に現住所地に転入した後も、子供の幼稚園の送迎や実家の

商売の手伝い等で、日中は旧住所地にすることが多い。朝、現住所地から子供とともに旧住所地に向かい、子供を幼稚園に送った後、実家の手伝いに行っている。通常、昼食は旧住所地でとり、洗濯は現住所地と旧住所地の両方で行っている。午後、幼稚園に子供を迎えに行き、実家の状況を見ながら、夕方から夜にかけて現住所地に帰宅している。また、当選人がプロレスの巡業や市議会議員としての公務で家を空ける場合は、妻子は旧住所地で寝泊まりしていた。その際、妻子が旧住所地にいたとしても、当選人はそちらには立ち寄らず現住所地に帰っていた。

エ 現住所地の敷地内に駐車スペースはあるが、2台駐車させるためには縦列での駐車となり車の出し入れが困難であることから、妻の車を駐車させるために近隣の駐車場を借りている。結婚した当初も別に駐車場を借りていたが、旧住所地に転出した際に借りるのを止め、その後平成27年3月頃から改めて駐車場を借りている。

オ 平成27年6月請求（平成27年4月及び5月使用分）の水道使用量が大きく減少したのは、長男が小学校に入学したことで、妻も日常生活の基本的なことは現住所地で行うことが増え、洗濯等を旧住所地であまり行わなくなったためである。

(2) 近隣住民への聴取調査

旧住所地のマンション管理人に、平成27年1月以降の当選人及び妻子の訪問状況について聴取したところ、当選人、妻子ともに見かけないとの申述を得た。

(3) 当委員会における現住所地及び旧住所地の現地調査

ア 現住所地について

(ア) 建物は2階建てで、1階部分は約12畳のリビングダイニングがあり、それとは別に台所と約6畳の和室がある。2階部分は3部屋あり、それぞれ当選人の両親の寝室、当選人の妻子の寝室及び当選人の寝室となっている。

(イ) 当選人の妻子の寝室は約6畳であり、家具は設置されておらず、大人1人、子供2人及び乳児1人が寝るには十分の広さである。また、当選人の寝室は元々当選人の兄が使用していた部屋であり、兄が狭山に戻ってきた際に使用するため、布団以外の物は全く置かれていなかった。

(ウ) 当選人のインターネットのブログに掲載されている家屋内の子供の写真について、1階部分の各部屋で撮影されていたことを確認した。

(エ) 当選人宛ての郵便物及びプロレス団体との契約書において、現住所地が記載されていることを確認した。

(オ) 敷地内にある駐車スペースには、縦列で2台駐車が可能であることを確認した。

(カ) 当選人及び妻が賃借している駐車場について現地を確認した。また、貸主を訪問し当該駐車場使用料の支払状況を記録した台帳を確認したところ、当選人の駐車場は平成25年1月以降賃借されていることを確認した。

イ 旧住所地について

- (ア) 間取りは、約10畳のリビングダイニングがあり、それとは別に台所、約6畳の和室及び約4.5畳程度の洋室がある。
- (イ) 洋室は現住所地に運びきれない荷物の置き場となっており、当選人の妻から衣替えの時期には当該洋室に置いている衣服を現住所地のものと入れ替えているとの申述を得た。また、和室の一面には家具が設置されている。
- (ウ) 当選人の衣服及び私物等は確認できなかった。

7 当委員会が認定した事実

市委員会及び関係人が提出した証拠物件並びに当委員会が収集した証拠物件から次の事実が認められる。

- (1) 現住所地の土地及び建物は、登記簿上、当選人の父の名義となっている。
- (2) 旧住所地の土地及び建物は、登記簿上、当選人及びその妻の共有名義となっている。
- (3) 現住所地における電気、ガス及び水道の使用状況は以下のとおりである。

ア 電気の使用量

請求年月	使用期間	使用量
平成26年10月	26.9.24～26.10.24	246 kWh
平成26年11月	26.10.25～26.11.23	359 kWh
平成26年12月	26.11.24～26.12.24	461 kWh
平成27年 1月	26.12.25～27.1.23	581 kWh
平成27年 2月	27.1.24～27.2.24	482 kWh
平成27年 3月	27.2.25～27.3.23	376 kWh
平成27年 4月	27.3.24～27.4.24	379 kWh

イ ガスの使用量

請求年月	使用期間	使用量
平成26年10月	26.9.10～26.10.14	49 m ³
平成26年11月	26.10.15～26.11.11	47 m ³
平成26年12月	26.11.12～26.12.9	63 m ³
平成27年 1月	26.12.10～27.1.13	103 m ³
平成27年 2月	27.1.14～27.2.9	75 m ³
平成27年 3月	27.2.10～27.3.12	82 m ³
平成27年 4月	27.3.13～27.4.10	72 m ³

ウ 水道の使用量

請求年月	使用期間	使用量
平成26年11月	26.9.7～26.11.10	56 m ³
平成27年 1月	26.11.11～27.1.10	61 m ³

平成27年 3月	27.1.11~27.3.7	49 m ³
平成27年 5月	27.3.8~27.5.9	75 m ³

(4) 旧住所地におけるガス及び水道の使用状況は以下のとおりである。

なお、電気の使用量は、当選人が契約している電気事業者に提出を求めたが、個人情報であることを理由として提出されなかった。

ア ガスの使用量

請求年月	使用期間	使用量
平成27年 1月	26.12.12~27.1.15	43 m ³
平成27年 2月	27.1.16~27.2.12	53 m ³
平成27年 3月	27.2.13~27.3.16	52 m ³
平成27年 4月	27.3.17~27.4.14	36 m ³
平成27年 5月	27.4.15~27.5.15	5 m ³

イ 水道の使用量

請求年月	使用期間	使用量
平成24年 4月	24.2.3~24.4.3	45 m ³
平成24年 6月	24.4.4~24.6.4	43 m ³
平成24年 8月	24.6.5~24.8.2	44 m ³
平成24年10月	24.8.3~24.10.2	43 m ³
平成24年12月	24.10.3~24.12.4	46 m ³
平成25年 2月	24.12.5~25.2.4	40 m ³
平成25年 4月	25.2.5~25.4.1	34 m ³
平成25年 6月	25.4.2~25.6.3	41 m ³
平成25年 8月	25.6.4~25.8.1	36 m ³
平成25年10月	25.8.2~25.10.1	33 m ³
平成25年12月	25.10.2~25.12.3	34 m ³
平成26年 2月	25.12.4~26.2.3	33 m ³
平成26年 4月	26.2.4~26.4.2	30 m ³
平成26年 6月	26.4.3~26.6.4	35 m ³
平成26年 8月	26.6.5~26.8.2	31 m ³
平成26年10月	26.8.3~26.10.2	31 m ³
平成26年12月	26.10.3~26.12.4	37 m ³
平成27年 2月	26.12.5~27.2.4	33 m ³
平成27年 4月	27.2.5~27.4.7	34 m ³
平成27年 6月	27.4.8~27.6.5	5 m ³

8 当委員会の判断

申立人の主張について、次のとおり判断する。

(1) 申立理由(1)について

申立人は、本件選挙に係る異議申出の審理について、市委員会における口頭意見陳述の不備や調査が不十分であることを主張するが、異議申出の審理は職権審理主義に基づき行われるものであり、その審理における手段、方法等は法令に定めるものを除き市委員会の裁量の範ちゅうに属するものである。したがって、単に市委員会の審理の方法又はその適否を指摘する申立人の主張は認められない。

よって、申立理由(1)は理由がない。

(2) 申立理由(2)アについて

申立人は、当選人の妻子は現住所地への転入届提出後も引き続き旧住所地に居住の実体があり、当選人は妻子が居住しているとする旧住所地へ頻りに帰っていることから、当選人の生活の本拠は旧住所地にあると主張する。

旧住所地の水道使用量は、当選人の妻子が現住所地に転入した平成25年8月頃を境に2割程度減少したが、引き続き安定した使用量となっている。これは、現住所地への転入届の提出後も、昼間は旧住所地で炊事や洗濯等を行っているとの妻の証言と一致する。また、平成27年4月以降、水道使用量がそれまでの使用量から大きく減少したが、これは、長男が小学校に入学したことで、妻も日常生活の基本的なことは現住所地で行うことが増え、洗濯等を旧住所地であまり行わなくなったためとの証言とも一致している。

また、当選人のブログは、平成22年8月から開設され、度々現住所地の家屋内で撮影された写真が掲載されていた。当該ブログには妻子が平成25年8月に現住所地に転入して以降、昼夜を問わず、子供と一緒に現住所地の家屋内で撮影した写真が掲載されるようになり、現住所地で同居している様子が窺える。なお、当該写真が現住所地で撮影されており、また、旧住所地では撮影されていないことは、当委員会の現地調査の際に確認済みである。

さらに、当選人の妻子は現住所地に転入した後も、当選人がプロレスの巡業や議員活動で現住所地に不在の場合は、旧住所地で寝泊まりし、その場合においても、当選人の帰宅先は現住所地であり、旧住所地の妻子の元に帰ることはなかったと当選人、妻ともに証言している。この点について、当選人は、これまで自身に対する住所要件に関する調査請求が繰り返行われており、特段用事のない限りは極力旧住所地の方へ行かないよう努めていたと証言している。

また、当委員会の現地調査では、旧住所地は当選人を含む家族5人が寝泊まりするのに十分なスペースを確保するのは困難な様子が窺われ、現住所地と比較した場合、現住所地を生活の本拠とする当選人の主張を認めることが相当である。

なお、申立人からは、当選人が旧住所地へ頻りに帰っているとする主張を裏付ける客観的証拠は提出されず、また有効な証言もなく、その根拠は専ら伝聞及び推量の域にとどまっている。

よって、申立理由(2)アは理由がない。

(3) 申立理由(2)イについて

申立人は、妻の実家の会社の敷地を利用すれば、当選人の駐車場の契約は不要であると主張するが、当選人が旧住所地の近くにある妻の実家の敷地に自動車を駐車していたという客観的証拠は確認できない。また有効な証言もなく、当選人が自動車を利用して旧住所地に帰っていたとする申立人の主張は専ら伝聞及び推量の域にとどまる。

よって、申立理由(2)イは理由がない。

(4) 申立理由(2)ウについて

申立人は、現住所地における駐車場の契約状況の確認を怠っていると主張するが、現住所地の駐車スペースには当選人の父親の自動車の他にもう1台駐車するスペースは確保されており、かつ当選人の駐車場は同駐車スペースとは別の場所を借りている。

このことから、当選人の妻が現住所地における駐車場を賃借した時期のみをもって、賃借前は妻子が旧住所地に居住の実体があるとし、さらに当選人についても旧住所地に生活の本拠があるとする申立人の主張を認めることはできない。

よって、申立理由(2)ウは理由がない。

(5) 申立理由(2)エについて

現住所地における水道使用量について、当選人の妻の証言によれば、現住所地への転入届提出以降も、昼間は旧住所地で炊事や洗濯等を行っていたことから、その使用量は7人世帯の一般的な水道使用量よりも少なくなる場合があり得るが、この程度の使用量ではすまないはずであるとする申立人の主張を裏付ける客観的証拠は示されておらず、これを認めることはできない。

よって、申立理由(2)エは理由がない。

以上のとおり、申立人の主張には理由がなく、原決定を取り消すべきとする申立人の審査の申立てについて、公職選挙法第216条第2項において準用する行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成27年9月4日

埼玉県選挙管理委員会

委員長	滝瀬	副次
委員	石田昌彰	
委員	山本晴造	
委員	坂口護	